

# ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは  
環境課環境係 (☎880-6557) まで

■次の点を必ず守ってごみを出してください。

- ▶指定日の午前5時～8時までにしてください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- \*地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビン・水銀を含むごみは指定袋で出してください。
- \*指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

## ★ビン・雑ごみ・ペットボトル・水銀を含むごみの収集

日	曜	地 区
3/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)、天行寺、成合
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下啗内、物部、久枝(開田)
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
19	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
21	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
23	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
4/1	金	立田
2	土	田村
4	月	十市(南部)、天行寺、成合
5	火	片山、里改田

\*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いいたします。

## ★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
3月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
3月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
3月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
3月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
3月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下啗内
3月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
4月4日・18日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

## ★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
3/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
8	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下啗内、物部、久枝(開田)
4/1	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
2	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合

\*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

## ★ダンボールの収集

と き	地 区
3月7日・21日 (第1・3月曜日)	天行寺
3月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
3月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町
3月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
3月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
3月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ハインズ北)、岩村、下啗内
3月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
4月1日・15日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ハインズ南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下啗内を除く)、野田、後免町

# INFORMATION

## 小蓮公民館健康相談

高知大学医学部と小蓮地区では連絡協議会の協定を結び、健康相談を行っています。

- とき／内容／相談担当者
- ▼3月5日(土)／おなかの病気／岩崎信二
- ▼3月12日(土)／血液の病気／今村潤
- 時間／午後1時～3時
- ところ／小蓮公民館
- 参加費／無料

※お問い合わせは  
小蓮地区自治会 唐岩知生  
(☎866・4778) まで

## 独居高齢者の実態調査

南国市地域包括支援センターでは、独居高齢者の実態調査を順次行っています。調査員は身分証明書を持参していただきますので、ご確認の上、調査へのご協力をお願いします。

■調査期間／12月ごろまで

※お問い合わせは  
南国市地域包括支援センター  
(☎804・6010) まで  
長寿支援課  
(☎880・6556) まで

## 公的個人認証サービスの電子証明書の有効期限

国税の電子申告(e・Tax)などの電子申請・届出の際に必要な電子証明書には、有効期限(発行日から起算して3年後)があります。有効期限が過ぎると失効しますので、インターネットによる申請・届出ができなくなります。更新などの手続きについては、お問い合わせください。

※お問い合わせは  
市民課市民係  
(☎880・6574) まで

アナログ放送は2011年7月24日に終了します。

地デジの準備や受信状態のご相談はお早めに!

地デジのご相談は、デジサポ高知へ。

**デジサポ高知** tel.813-0000  
[平日9:00~21:00/土・日・祝日9:00~18:00]



## 知って得する国民年金

### 平成23年度学生納付特例制度(4月から受け付け開始)

学生には「学生納付特例制度」があります。日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

●対象者  
大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校など(夜間・定時制課程や通信制課程も含まれます)に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下(扶養親族などがある場合や社会保険料控除などがある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます)の方。

●承認期間  
平成23年4月から平成24年3月まで

●承認を受けた期間は  
老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。将来受け取る年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば在学期間中の国民年金保険料を社会人になってから納付(追納)することができます。

\*承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかります。

●申請手続き  
申請は毎年度必要(前年度に承認を受けていた方

も、引き続き学生の場合は再度申請が必要)です。申請が遅くなると、万が一の時に障害基礎年金などが受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。なお、22年度に申請をされていない方は、4月末まで受け付けはできますが、できるだけ早めに申請してください。

●申請に必要なもの…年金手帳、学生証(コピー可)または在学証明書、印鑑(本人署名の場合は不要)を持参の上、市民課年金係へ申請してください。

●申請を簡素化  
前年度に学生納付特例の申請をされた方で、申請書に卒業予定年月日を記入され、翌年度も引き続き在学中の方については、年金事務所から必要事項を印字した申請ハガキをお送りし、簡単な記入で申請することができるようになりました。

●備考  
経済的に余裕がある場合は、保険料を納付する方がお得です。保険料の追納は、保険料が高くなることはあっても、安くなることはありません。経済的に余裕がある場合は、口座振替の早割制度、保険料の前納制度を利用されることをお勧めします。

※お問い合わせは  
市民課年金係 (☎880-6555)  
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

市民からのお便り 寒い日は、お鍋の出番が多くなります。体も部屋もぬくもるし、何より手間が掛からないのがいいですね。